

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章及び第二章（現行のとおり）</p> <p>第三章</p> <p>第一節から第四節まで（現行のとおり）</p> <p>第五節 雑則（第六十三条 第六十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一条から第五条まで（現行のとおり） （都公園事業の執行認可の申請）</p> <p>第六条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一から六まで（現行のとおり）</p> <p>七 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書 八から十二まで（現行のとおり）</p> <p>第七条から第十条まで（現行のとおり） （地位の承継）</p> <p>第十一条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 譲受人が現に都公園事業者でない法人又は組合であるときは、定 款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書又は組合契約書の写し</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>第十二条（現行のとおり） （届出）</p> <p>第十三条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一 相続による地位の承継の届出 当該相続に係る都公園事業の執行 に必要な物件の登記事項証明書その他の当該事業の執行に必要な物 件が承継されたことを証する書類</p>	<p>目次</p> <p>第一章及び第二章（略）</p> <p>第三章</p> <p>第一節から第四節まで（略）</p> <p>第五節 雑則（第六十三条 第六十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一条から第五条まで（略） （都公園事業の執行認可の申請）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一から六まで（略）</p> <p>七 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約及び登記簿の謄本 八から十二まで（略）</p> <p>第七条から第十条まで（略） （地位の承継）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 譲受人が現に都公園事業者でない法人又は組合であるときは、定 款、寄附行為又は規約及び登記簿の謄本又は組合契約書の写し</p> <p>三（略）</p> <p>第十二条（略） （届出）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 相続による地位の承継の届出 当該相続に係る都公園事業の執行 に必要な物件の登記簿の謄本その他の当該事業の執行に必要な物件 が承継されたことを証する書類</p>

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
<p>二 合併による地位の承継の届出 合併後の法人の登記事項証明書 三 分割による地位の承継の届出 分割後の法人の登記事項証明書及び当該都公園事業の全部が承継されたことを証する書類 四 法人の設立の届出 設立した法人の登記事項証明書 第十四条から第二十二条まで (現行のとおり) (特別地域内の行為の許可基準) 第二十三条 (現行のとおり) 2から10まで (現行のとおり)</p> <p>11 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為(風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。</p> <p>二 野生動物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。</p>												

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>二 合併による地位の承継の届出 合併後の法人の謄本 三 分割による地位の承継の届出 分割後の法人の登記簿等の謄本及び当該都公園事業の全部が承継されたことを証する書類 四 法人の設立の届出 設立した法人の登記簿の謄本 第十四条から第二十二条まで (略) (特別地域内の行為の許可基準) 第二十三条 (略) 2から10まで (略)</p>												

<p>24 (現行のとおり) 25 (現行のとおり) 26 (現行のとおり) 第二十四条から第四十一条まで (現行のとおり) (休業日等) 第四十二条 (現行のとおり)</p>	<p>23 (略) 24 (略) 25 (略) 第二十四条から第四十一条まで (略) (休業日等) 第四十二条 (略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、条例第六十六条の規定により指定管理者が自然公園施設の管理を行う場合にあつては、当該指定管理者は、利用者の利便を図る場合で、同項ただし書きの規定により知事が行う変更又は指定を待ついとまがないと認めるときは、臨時に休業日を変更し、又は使用時間を延長することができる。 3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休業日を変更し、又は使用時間を延長したときは、速やかに知事に報告しなければならない。 第四十二条から第五十七条まで (現行のとおり) (使用) 第五十八条 (現行のとおり) 2 (現行のとおり)</p>	<p>3 使用者名を表示しない使用券と引き換えに徴収した使用料については、領収証を交付しない。ただし、知事が必要と認めるときは、領収証を交付することができる。 4 使用券の様式は、別に告示する。 (使用料) 第五十九条 条例第五十四条に規定する規則で定める有料施設及び有料用具の使用料の額は、別表第五のとおりとする。 2 前項の使用料は、使用の承認の際に徴収する。ただし、これによることが困難な場合は、知事の指定した日に徴収する。</p>
<p>(利用料金) 第五十九条 指定管理者は、条例第五十四条第二項に規定する利用料金の額の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(別記第四十九号様式)を知事に提出しなければならない。 2 利用料金は、条例第五十三条の承認の際に收受するものとする。ただし、これによることが困難な場合は、指定管理者が指定した日に收受するものとする。</p>	<p>2 前項の使用料は、使用の承認の際に徴収する。ただし、これによることが困難な場合は、知事の指定した日に徴収する。</p>

<p>(利用予納金)</p> <p>第六十条 利用予納金は、使用の申請の際に収受する。</p>	<p>(予納金)</p> <p>第六十条 予納金は、使用の申請の際に徴収する。</p> <p>2 前項の予納金の額は、使用料の半額とする。</p> <p>3 予納金を徴収したときは、これと引き換えに予納金領収書を交付する。</p>
<p>(国等に対する特例)</p> <p>第六十一条 国又は地方公共団体が有料施設を使用する場合その他知事が相当の理由があると認められた場合は、第五十八条及び前条の規定によらないことができる。</p>	<p>(国等に対する特例)</p> <p>第六十一条 国又は地方公共団体が有料施設を使用する場合その他知事が相当の理由があると認められた場合は、第五十八条(第四項を除く。)並びに前条第一項及び第三項の規定によらないことができる。</p>
<p>(指定管理者に関する読替え)</p> <p>第六十二条 条例第六十六条の規定により同条第一項の指定管理者が自然公園施設の管理に関する業務を行う場合についての第五十八条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第六十二条 有料施設の使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第六十二条ただし書の規定により還付することができる。</p> <p>一 降雨、降雪、災害又は事故により有料施設が使用不能となつたとき。</p> <p>二 有料施設の維持管理上の必要により有料施設の使用ができなくなつたとき。</p> <p>三 有料施設までの交通機関の事故等により、有料施設を使用しようとする者が当該有料施設に来場できなくなつたとき。</p> <p>2 前項の規定による還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額について行う。</p> <p>一 使用開始前 全額</p> <p>二 使用承認時間の二分の一を経過しない場合 半額</p> <p>3 第一項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、別記第四十九号様式による使用料還付請求書を知事に提出しなければならない。ただし、使用料の交付を受けて有料施設を使用する場合は、使用料を知事に提出しなければならない。</p> <p>第六十三條から第六十五條まで (略)</p> <p>(使用料の減免等)</p>
<p>第六十三條から第六十五條まで (現行のとおり)</p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第六十六條 幼稚園(盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部並びにこれらに準ずるものを含む。)(の園児、小学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部並びにこれらに準ずるものを含む。以下同じ。)(の児童又は中学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部、中等教育学校の前期課程並びにこれらに準ずるものを含む。以下同じ。)(の生徒が、正規の教課のため、</p>	<p>第六十六條 幼稚園(盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部並びにこれらに準ずるものを含む。)(の園児、小学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部並びにこれらに準ずるものを含む。以下同じ。)(の児童又は中学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部、中等教育学校の前期課程並びにこれらに準ずるものを含む。以下同じ。)(の生徒が、正規の教課のため、</p>

<p>教員に引率されて自然公園施設を使用する場合において、これに付添いの写真師が、当該団体の記念撮影をする場合、知事は、条例第六十三条第一項の規定により、その写真撮影のための占用料の全部を免除することができる。</p> <p>2 知事は、前項の場合のほか、特に必要と認めるときは、条例第六十三条第一項の規定により、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 (現行のとおり) (指定管理者の申請)</p>	<p>教員に引率されて自然公園施設を使用する場合において、これに付添いの写真師が、当該団体の記念撮影をする場合、知事は、条例第六十三条の規定により、その写真撮影のための占用料の全部を免除することができる。</p> <p>2 知事は、前項の場合のほか、特に必要と認めるときは、条例第六十三条の規定により、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 (略) (管理委託)</p>
<p>第六十七条 条例第六十六条の二第一項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記第五十二号様式)に次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。</p> <p>一 定款、寄付行為又はこれらに類するもの(地方公共団体を除く。)</p> <p>二 法人の登記事項証明書(法人に限り、地方公共団体を除く。)</p> <p>三 事業計画書</p> <p>四 自然公園施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類</p> <p>五 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>六 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>(指定管理者の指定の基準)</p>	<p>第六十七条 条例第六十六条第一項第三号の知事が特に必要と認める事務は、自然公園施設に係る歳入の徴収の事務とする。</p>
<p>第六十八条 条例第六十六条の二第二項第五号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 災害時及び緊急時に迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。</p> <p>二 自然公園施設又はこれに類する施設における良好な管理業務の実績を有すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、自然公園の適正な管理運営を行うために知事が定める基準</p>	
<p>第六十九条 (現行のとおり) 別表第一から第三まで (現行のとおり)</p>	<p>第六十八条 (略) 別表第一から第三まで (略)</p>

